

## 盛地申 第8号 「組合員ひとり一要求実現」⑥ 寮・社宅関係 に関する団体交渉

第17項 各寮の駐車場に駐車できない社員の駐車場代は会社負担とすること。

→【回答】 駐車場代を会社負担する考えはない。

（組合）一ノ関・北上は新寮を建設中だが、工事の関係で有料駐車場を借りてる人の駐車場代を負担できないか？

【会社】その考えはない。寮に付帯する土地に便宜的に車を置いている考え。今後は駐車場に整備し月極駐車場として契約して利用してもらう事で検討している。

第18項 各社宅の入居前のクリーニング作業を行うこと。

→【回答】 これまでも入居前修繕は行っているところである。なお、設備の不備があれば対応していく。

（組合）入居した際、棚が壊れている、風呂釜の敷板破損など不具合が多いとの意見がある。修繕項目は？

【会社】次の人が入る前にクリーニングを行っている。壊れていて申請すれば対応する。部屋によっては前の住居者が作成したり置いて行った棚などもあり、そのような物の修繕は行えない。入退居時チェックシートを渡されるが、その内容が修繕項目になる。

第19項 前河原社宅（八戸）の水道凍結防止措置を設置すること。

→【回答】 現時点で、社宅の設備改修等を行う考えはない。

（組合）前河原社宅は水道管の凍結が頻繁にあり、冬季間は水をだしっぱなしにしており、住居者にとって水道代が大きな負担になっている。

【会社】現状は会社も把握している。凍結防止装置は、設置に莫大な費用と、使った際の電気代増がかかる。今後新寮建設があり、そのタイミングで凍結が少ない棟に移動など検討していく。

（組合）今冬をどうするのか？すぐに凍結の少ない棟に移動とはならないのか？

【会社】確かに凍結はあるが、住めない状況にはなっていない。凍結した際は責任をもって修繕する。凍結の多い棟は代用寮で使用している部屋もあるので、寮長がサポートできる体制を取っていく。

第20項 釜石社宅に小屋及び駐輪場を設置すること。

→【回答】 現時点で釜石社宅に物置を設置する考えはない。なお、駐輪場所の設置については検討しているところである。

（組合）釜石社宅には小屋がなく、タイヤ保管に苦労している。また自転車も社宅の軒先に置くなどして社宅周辺が乱雑になっている。

【会社】釜石社宅は、各部屋内に小屋があるので、そこを活用してほしい。駐輪場は確かにないので「ここのスペースは自転車置き場」等を決める事などを検討している。駐輪場に必ず屋根があるとは限らない。